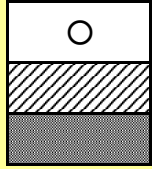


# 用途地域による建築物の用途制限の概要 大洲市8種類

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域(大洲特別工業地区)	工業地域(長浜特別工業地区)	用途地域の指定のない区域	大和郷地区	上老松地区	地区計画	備考
		80/50	200/60	200/60	200/60	200/80	400/80	200/60	200/60	200/60	200/70	200/60	200/60		
用途地域内の建築物の用途制限  ① ② ③ ④ △ ▲ 面積、階数等の制限あり		都市計画内の白地 建70 容200 ※長浜地区の第一種住居地域及び準工業地域は建ぺい率80、容積率200 ※長浜臨港地区内で敷地面積5,000㎡以上または床面積2,500㎡以上の新設→大洲土木事務所へ届出が必要													
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		※1	○	○	○	○	○	○	※2	○	○	○	○	○	
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超えるもの	○	○	○	▲	○	○	○	○	▲	▲	(注2)			
展示場		○	①	②	▲	○	○	○	○	▲	▲	(注2)			
事務所等	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館		○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	アミューズメント施設	○	①	②	▲	○	○	○	○	▲	▲	(注2)			
	カラオケボックス等、ダンスホール	○	○	○	▲	○	○	○	○	▲	▲	(注2)			
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券販売所等・ゲームセンター	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	▲	(注2)			
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	(注2)			
公共施設・病院・学校等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
幼稚園、小学校、中学校、高等学校		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大学、高等専門学校、専修学校等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
図書館等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
巡査派出所、一定規模以下の郵便局等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
神社、寺院、教会等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
病院		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
公衆浴場、診療所、保育所等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
老人福祉センター、児童厚生施設等		▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自動車教習所		○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
単独車庫(附属車庫を除く)		○	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
建築物附属自動車車庫		①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限		※一団地の敷地内について別に制限あり													
工場・倉庫等	倉庫業倉庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	畜舎(15㎡を超えるもの)	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服屋、畳屋、建具屋、原動機の制限あり、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	危険性及び環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	○	○	①	①	②	②	○	○	○	○	○	○	○	
	危険性及び環境を悪化させるおそれが少ない工場	○	○	○	○	②	②	○	○	○	○	○	○	○	
	危険性及び環境を悪化させるおそれがやや多い工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自動車修理工場		○	○	①	②	③	③	○	○	○	○	○	○		
火薬・石油類・ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	○	①	②	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	量が少ない施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	量がやや多い施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	量が多い施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚水処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては、都市計画決定が必要													

※用途地域については、第一種住居地域に準ずる。

※用途地域については、準住居地域、準工業地域に準ずる。

(注1) 本表は、改正後の建築基準法別表第二より大洲市指定の用途を抜粋したものであり、すべての用途制限について掲載したものではない。

(注2) 原則、用途地域の指定のない区域内に、床面積の合計が1万㎡を超える大規模集客施設を建築してはならない。